

[事案 25-64] 入院等給付金請求

・平成 26 年 1 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

保険会社の説明が不十分だったことを理由に、保険料の支払いがなされていない月における入院・手術の給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 1 月に契約した終身保険について、平成 22 年 1 月に保険料を入金し、2 月 15 日から 24 日まで入院し、そのうち 16 日に手術、その後 19 日に解約した。しかしながら、入院給付金、手術給付金を請求したところ、2 月分の保険料の未納を理由に、支払い対象外となった。以下の理由により、納得できないので、支払ってほしい。

(1) 保険料と保障期間の関係について、保険会社の説明が不十分だったため、「保険料は前払いであり、平成 22 年 1 月の保険料払込みにより翌月 2 月分の保障がなされるもの」と思っていた。

(2) 保険会社は、たとえ約款に記載されていることであっても、重要なことは、契約者に十分に確認させるべきである。

<保険会社の主張>

紛争の早期解決の観点から、和解案を提案する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、保険会社より、答弁書の提出に代えて和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。